

【表紙】

- 【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】** 関東財務局長 殿
- 【提出日】** 平成28年5月18日提出
- 【発行者名】** 大和証券投資信託委託株式会社
- 【代表者の役職氏名】** 取締役社長 岩本 信之
- 【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
- 【事務連絡者氏名】** 山村 政
連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
- 【電話番号】** 03-5555-3111
- 【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】** ダイワ/ブラックロック グリーン・ニューエネルギー・ファ
ンド
- 【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券の金
額】** 継続申込期間（平成27年11月19日から平成28年11月18日まで）
10兆円を上限とします。
- 【縦覧に供する場所】** 該当ありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年11月18日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の記載事項を、半期報告書の提出に伴い新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出致します。

．【訂正の内容】

（ 下線部 _____ は訂正部分を示します。 ）

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

< 訂正前 >

< 略 >

< ファンドの特色 >

< 略 >

2 < 略 >

< 略 >

< ブラックロック・グループについて >

- ・ブラックロック・グループは、運用資産残高約4.72兆ドル(約578兆円)*を持つ独立系資産運用グループであり、ブラックロック・ジャパン株式会社はその日本法人です。
- ・同グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行なっています。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行なっています。

*2015年6月末現在。(円換算レートは1ドル=122.365円を使用)

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

< ファンドの特色 >

< 略 >

2 < 略 >

< 略 >

< ブラックロック・グループについて >

- ・ブラックロック・グループは、運用資産残高約4.64兆ドル(約558兆円)*を持つ独立系資産運用グループであり、ブラックロック・ジャパン株式会社はその日本法人です。
- ・同グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行なっています。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行なっています。

*2015年12月末現在。(円換算レートは1ドル=120.295円を使用)

< 略 >

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

< 略 >

< 委託会社の概況（平成27年9月末日現在） >

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

< 委託会社の概況（平成28年3月末日現在） >

< 略 >

2 【投資方針】

(3) 【運用体制】

< 訂正前 >

< 略 >

上記の運用体制は平成27年9月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

< 訂正後 >

< 略 >

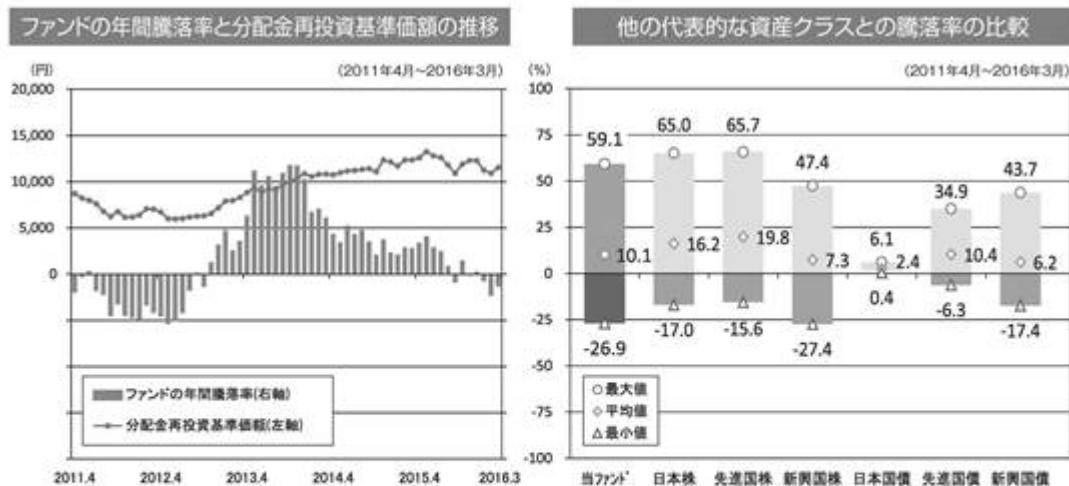
上記の運用体制は平成28年3月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

3 【投資リスク】

末尾の「参考情報」を次の内容に訂正・更新します。

参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(5) 【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

< 略 >

個人の投資者に対する課税

< 略 >

八．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

平成28年1月1日以降、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等が追加されます。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「N I S A（ニーサ）」の適用対象です。N I S Aをご利用の場合、毎年、年間100万円（平成28年1月1日以降、年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

平成28年1月から年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアN I S A」の口座開設の申込受付が開始され、同年4月より投資可能となる予定です。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。

なお、税額控除制度が適用されません。益金不算入制度の適用はありません。

< 略 >

（ ）上記は、平成27年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

個人の投資者に対する課税

< 略 >

八．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「N I S A（ニーサ）」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたN I S Aをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた

配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。)。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります(他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。)

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

< 略 >

() 上記は、平成28年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

< 略 >

5 【運用状況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

(1) 【投資状況】（平成28年3月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	2,305,661,878	79.60
内 ルクセンブルグ	2,305,661,878	79.60
親投資信託受益証券	557,725,149	19.25
内 日本	557,725,149	19.25
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	33,165,791	1.15
純資産総額	2,896,552,818	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(売建)	11,267,000	0.39
内 日本	11,267,000	0.39

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 【投資資産】（平成28年3月31日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	数 種類 は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	BGF-NEW ENERGY FUND-USDX2	ルクセンブルグ	投資証券	2,221,719.11	933.32 2,073,816,054	1,037.78 2,305,661,878	79.60
2	ダイワ・エネルギー・テクノロジー・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	370,065,125	1.4274 528,232,412	1.5071 557,725,149	19.25

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	79.60%
親投資信託受益証券	19.25%
合計	98.85%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2016年4月	売建	100,000	11,263,000	11,267,000	0.39%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成22年8月25日)	18,656,447,289	18,656,447,289	0.7513	0.7513
第2計算期間末 (平成23年8月25日)	7,697,743,596	7,697,743,596	0.6669	0.6669
第3計算期間末 (平成24年8月27日)	3,962,318,963	3,962,318,963	0.6226	0.6226
第4計算期間末 (平成25年8月26日)	4,485,040,254	4,485,040,254	0.9339	0.9339
第5計算期間末 (平成26年8月25日)	3,686,038,894	3,856,226,702	1.0829	1.1329
平成27年3月末日	3,663,402,560	-	1.1818	-
4月末日	3,708,801,023	-	1.2031	-
5月末日	3,837,456,025	-	1.2666	-
6月末日	3,620,833,622	-	1.2232	-
7月末日	3,530,383,565	-	1.2058	-
第6計算期間末 (平成27年8月25日)	3,082,063,407	3,082,063,407	1.0586	1.0586
8月末日	3,282,142,537	-	1.1303	-
9月末日	2,982,257,609	-	1.0429	-
10月末日	3,199,213,082	-	1.1393	-
11月末日	3,252,015,634	-	1.1740	-
12月末日	3,206,572,916	-	1.1752	-
平成28年1月末日	2,904,337,667	-	1.0754	-
2月末日	2,778,474,870	-	1.0443	-
3月末日	2,896,552,818	-	1.1029	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000

第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0500
第6計算期間	0.0000
平成27年8月26日～ 平成28年2月25日	-

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	24.9
第2計算期間	11.2
第3計算期間	6.6
第4計算期間	50.0
第5計算期間	21.3
第6計算期間	2.2
平成27年8月26日～ 平成28年2月25日	4.9

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	10,520,233,515	3,052,977,106
第2計算期間	6,424,123	13,294,747,563
第3計算期間	864,387	5,180,263,765
第4計算期間	57,233,707	1,618,618,098
第5計算期間	3,849,691	1,402,357,970
第6計算期間	31,147,310	523,456,057
平成27年8月26日～ 平成28年2月25日	620,713	229,310,776

(注) 当初設定数量は17,364,115,244口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・エネルギー・テクノロジー・マザーファンド

(1) 投資状況 (平成28年3月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	528,093,200	94.69
内 日本	528,093,200	94.69
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	29,626,249	5.31
純資産総額	557,719,449	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (平成28年3月31日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種 は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	中村超硬	日本	株式	機械	7,000	2,175.00 15,225,000	5,610.00 39,270,000	7.04
2	ダブル・スコープ	日本	株式	電気機器	7,000	2,622.00 18,354,050	5,220.00 36,540,000	6.55
3	いちごグループHD	日本	株式	不動産業	42,000	380.78 15,992,988	465.00 19,530,000	3.50
4	あいホールディングス	日本	株式	卸売業	5,500	2,639.98 14,519,911	3,265.00 17,957,500	3.22
5	アルバック	日本	株式	電気機器	4,800	3,465.84 16,636,040	3,685.00 17,688,000	3.17
6	コンドーテック	日本	株式	卸売業	21,000	838.84 17,615,789	834.00 17,514,000	3.14
7	ハーモニック・ドライブ・シス	日本	株式	機械	6,000	2,831.91 16,991,491	2,879.00 17,274,000	3.10
8	SCSK	日本	株式	情報・通信 業	3,900	4,376.56 17,068,604	4,400.00 17,160,000	3.08
9	ローソン	日本	株式	小売業	1,800	9,598.49 17,277,295	9,420.00 16,956,000	3.04
10	東急建設	日本	株式	建設業	18,000	873.53 15,723,570	920.00 16,560,000	2.97
11	九電工	日本	株式	建設業	6,000	2,516.95 15,101,744	2,679.00 16,074,000	2.88
12	西島製作所	日本	株式	機械	16,000	1,023.48 16,375,758	1,002.00 16,032,000	2.87
13	ジャパンマテリアル	日本	株式	サービス業	4,500	2,526.68 11,370,088	3,005.00 13,522,500	2.42
14	三浦工業	日本	株式	機械	6,000	2,061.30 12,367,802	2,101.00 12,606,000	2.26
15	大日本塗料	日本	株式	化学	60,000	198.00 11,880,188	195.00 11,700,000	2.10
16	日本電信電話	日本	株式	情報・通信 業	2,400	4,800.56 11,521,344	4,848.00 11,635,200	2.09
17	大東建託	日本	株式	建設業	700	14,858.39 10,400,884	15,980.00 11,186,000	2.01
18	東邦瓦斯	日本	株式	電気・ガス 業	14,000	800.70 11,209,912	799.00 11,186,000	2.01
19	三菱商事	日本	株式	卸売業	5,800	1,932.85 11,210,530	1,906.00 11,054,800	1.98
20	出光興産	日本	株式	石油・石炭 製品	5,500	1,911.57 10,513,665	2,009.00 11,049,500	1.98
21	セコム	日本	株式	サービス業	1,300	8,594.90 11,173,381	8,366.00 10,875,800	1.95
22	ヤマダ電機	日本	株式	小売業	20,000	522.86 10,457,286	532.00 10,640,000	1.91
23	TOKAIホールディングス	日本	株式	卸売業	18,000	545.69 9,822,447	586.00 10,548,000	1.89

24	名古屋鉄道	日本	株式	陸運業	20,000	535.76 10,715,330	526.00 10,520,000	1.89
25	日本軽金属HD	日本	株式	非鉄金属	48,000	192.76 9,252,757	185.00 8,880,000	1.59
26	オリックス	日本	株式	その他金融業	5,000	1,597.40 7,987,017	1,605.50 8,027,500	1.44
27	ユー・エス・エス	日本	株式	サービス業	3,500	1,660.31 5,811,098	1,798.00 6,293,000	1.13
28	日産自動車	日本	株式	輸送用機器	6,000	1,084.41 6,506,468	1,041.50 6,249,000	1.12
29	キーエンス	日本	株式	電気機器	100	52,313.34 5,231,334	61,390.00 6,139,000	1.10
30	横河ブリッジHLDGS	日本	株式	金属製品	5,000	1,067.38 5,336,931	1,210.00 6,050,000	1.08

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	94.69%
合計	94.69%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
建設業	9.51%
食料品	0.20%
繊維製品	0.42%
化学	2.10%
石油・石炭製品	1.98%
ガラス・土石製品	0.85%
鉄鋼	1.47%
非鉄金属	2.15%
金属製品	1.08%
機械	17.89%
電気機器	13.84%
輸送用機器	1.88%
精密機器	1.92%
電気・ガス業	2.01%
陸運業	2.79%
情報・通信業	7.11%
卸売業	10.23%
小売業	4.95%
その他金融業	2.33%
不動産業	3.50%
サービス業	6.46%
合計	94.69%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

[次へ](#)

(参考情報) 運用実績

2016年3月31日現在
基準価額・純資産の推移

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額	11,029円
純資産総額	28億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	5.6%
3カ月間	-6.2%
6カ月間	5.8%
1年間	-6.7%
3年間	39.1%
5年間	29.9%
設定来	15.4%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 500円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期				
	10年8月	11年8月	12年8月	13年8月	14年8月	15年8月				
分配金	0円	0円	0円	0円	500円	0円				

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

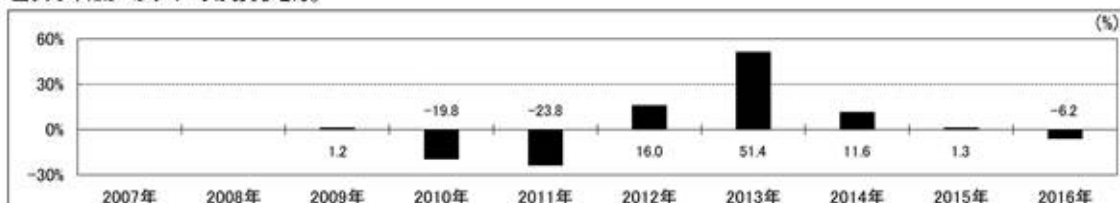
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド	ブラックロック・グローバル・ファンズ ニューエネルギー・ファンド	79.6%
大和証券投資信託委託	ダイワ・エネルギー・テクノロジー・マザーファンド	19.3%
合計		98.9%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2009年は設定日(8月26日)から年末、2016年は3月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成27年8月26日から平成28年2月25日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

ダイワ/ブラックロック グリーン・ニューエネルギー・ファンド

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

	当中間計算期間末 平成28年2月25日現在	
	金額（円）	
資産の部		
流動資産		
金銭信託		63,647,952
投資証券		2,137,198,131
親投資信託受益証券		528,971,089
流動資産合計		2,729,817,172
資産合計		2,729,817,172
負債の部		
流動負債		
未払解約金		1,021
未払受託者報酬		668,283
未払委託者報酬		27,568,646
その他未払費用		125,223
流動負債合計		28,363,173
負債合計		28,363,173
純資産の部		
元本等		
元本	1	2,682,757,355
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		18,696,644
（分配準備積立金）		230,274,554
元本等合計		2,701,453,999
純資産合計		2,701,453,999
負債純資産合計		2,729,817,172

[次へ](#)

(2) 中間損益及び剰余金計算書

	当中間計算期間	
	自 平成27年8月26日	至 平成28年2月25日
	金額(円)	
営業収益		
受取利息		14,921
有価証券売買等損益		29,459,812
為替差損益		126,615,570
営業収益合計		97,140,837
営業費用		
受託者報酬		668,283
委託者報酬	1	27,568,646
その他費用		343,788
営業費用合計		28,580,717
営業利益又は営業損失()		125,721,554
経常利益又は経常損失()		125,721,554
中間純利益又は中間純損失()		125,721,554
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額		12,809,494
期首剰余金又は期首欠損金()		170,615,989
剰余金増加額又は欠損金減少額		50,395
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額		50,395
剰余金減少額又は欠損金増加額		13,438,692
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額		13,438,692
中間剰余金又は中間欠損金()		18,696,644

[次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当中間計算期間 自 平成27年8月26日 至 平成28年2月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	当中間計算期間末 平成28年2月25日現在
1. 1期首元本額	2,911,447,418円
期中追加設定元本額	620,713円
期中一部解約元本額	229,310,776円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	2,682,757,355口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	当中間計算期間	
	自	平成27年8月26日 至 平成28年2月25日
1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用		9,279,320円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当中間計算期間末 平成28年2月25日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 平成28年2月25日 現在
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 平成28年2月25日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0070円 (10,070円)

(参考)

当ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人が発行する「ブラックロック・グローバル・ファンズ ニューエネルギー・ファンド」の投資証券(米ドル建)を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて同ファンドのクラスX投資証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・エネルギー・テクノロジー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況及び同ファンドの状況は次のとおりであります。

[次へ](#)

「ブラックロック・グローバル・ファンズ ニューエネルギー・ファンド」の状況

以下に記載した同ファンドの情報は、未監査の財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

純資産計算書 2015年2月28日現在（未監査）

	注記	ニュー・エネルギー・ファンド	
		米ドル	
資産			
投資有価証券 - 取得原価			1,079,971,711
未実現評価益			19,240,848
投資有価証券 - 時価	2 (a)		1,099,212,559
銀行預金	2 (a)		3,735,451
未収利息および未収配当金	2 (a)		1,439,077
売却投資有価証券未収金	2 (a)		14,967,272
販売投資証券未収金	2 (a)		1,123,691
その他の資産	2 (a, c)		140,968
資産合計			1,120,619,018
負債			
購入投資有価証券未払金	2 (a)		17,527,600
買戻し投資証券未払金	2 (a)		3,480,385
その他の負債	5, 6, 7, 8		1,840,935
負債合計			22,848,920
純資産合計			1,097,770,098

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

3 会計年度末および当中間会計期間末における純資産価額の概要 2015年2月28日現在（未監査）

	通貨	ニュー・エネルギー・ファンド			
		2015年 2月28日現在	2014年 8月31日現在	2013年 8月31日現在	2012年 8月31日現在
純資産合計	米ドル	1,097,770,098	1,315,150,461	1,329,857,365	1,407,228,340
以下の1口当たり純 資産価額：					
クラスA 毎年分配 型投資証券	米ドル	7.98	8.45	7.18	6.10
クラスA 毎年分配 英国報告型投資証 券	英ポンド	5.19	5.11	4.65	3.85
クラスA 無分配投 資証券	米ドル	8.00	8.47	7.19	6.10
クラスB 無分配投 資証券	米ドル	-	-	6.40	5.48
クラスC 無分配投 資証券	米ドル	6.78	7.22	6.22	5.33
クラスD 毎年分配 型投資証券	米ドル	8.07	8.51	7.19	-
クラスD 毎年分配 英国報告型投資証 券	英ポンド	5.32	5.21	4.72	3.90

クラスD無分配投資証券	米ドル	8.58	9.05	7.63	6.42
クラスE無分配投資証券	米ドル	7.47	7.93	6.77	5.77
クラスI無分配投資証券	米ドル	8.41	8.85	7.44	6.24
クラスQ無分配投資証券	米ドル	-	-	6.16	5.29
クラスX無分配投資証券	米ドル	9.33	9.78	8.14	6.76

価格は各投資証券クラスの取引通貨で設定される。2種類以上の取引通貨が入手可能な当該投資証券クラスでは、各投資証券クラスの基準通貨が表示されている。追加の取引通貨額は評価時点の関連する直物為替レートで当該額を換算することによって算定される。

損益および純資産変動計算書 2015年2月28日に終了した会計期間(未監査)

	注記	ニュー・エネルギー・ファンド 米ドル
期首純資産		1,315,150,461
収益		
預金利息		129
債券利息		28,261
集団投資スキームによる収益		18,132
配当金、源泉徴収税控除後		6,373,239
有価証券貸付		304,645
収益合計	2 (b)	6,724,406
費用		
管理事務代行報酬	7	1,416,014
保管および預託報酬	8	88,741
販売報酬	6	381,320
税金	9	262,439
投資運用報酬	5	9,717,178
費用合計		11,865,692
純損失		(5,141,286)
以下に係る実現純評価益/(損):		
投資有価証券	2 (a)	(6,217,089)
先渡為替予約	2 (c)	808,368
その他の取引に係る外国通貨	2 (i)	(1,467,804)
当期実現純評価損		(6,876,525)
以下に係る未実現評価益/(損)の純変動額:		
投資有価証券	2 (a)	(64,047,163)
その他の取引に係る外国通貨	2 (i)	(12,707)
当期末実現評価益/(損)の純変動額		(64,059,870)
運用成績による純資産の減少		(76,077,681)
資本の変動		
投資証券発行による正味受取額		87,311,919
投資証券買戻しによる正味支払額		(228,614,601)
資本の変動による純資産の減少		(141,302,682)
期末純資産		1,097,770,098

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

発行済投資証券口数変動表 2015年2月28日現在(未監査)

	ニュー・エネルギー・ファンド			
	期首発行済 投資証券口数	当期発行 投資証券口数	当期買戻し 投資証券口数	期末発行済 投資証券口数
クラスA 毎年分配型投資証券	98,901	1,856,984	1,854,221	101,664
クラスA 毎年分配英国報告型投資証券	576,630	39,727	74,083	542,274
クラスA 無分配投資証券	125,277,762	6,498,848	19,687,898	112,088,712
クラスC 無分配投資証券	1,739,258	122,747	263,154	1,598,851
クラスD 毎年分配型投資証券	5,721	-	-	5,721
クラスD 毎年分配英国報告型投資証券	90,313	29,584	20,438	99,459
クラスD 無分配投資証券	6,789,346	538,557	2,686,570	4,641,333
クラスE 無分配投資証券	18,010,204	1,815,638	3,928,365	15,897,477
クラスI 無分配投資証券	333,277	6,061	220,426	118,912
クラスX 無分配投資証券	2,881,755	171,290	408,732	2,644,313

ニュー・エネルギー・ファンド

投資有価証券明細表 2015年2月28日現在(未監査)

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品			
保有高	銘柄	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
ファンド			
	アイルランド		
18,316,073	Institutional Cash Series Plc - Institutional US Dollar Liquidity Fund-	18,316,073	1.67
ファンド合計		18,316,073	1.67
普通株式			
	ベルギー		
318,446	Umicore SA*	13,789,363	1.26
	カナダ		
916,703	AltaGas Ltd*	32,297,702	2.94
694,000	Veresen Inc	8,463,493	0.77
		40,761,195	3.71
	ケイマン諸島		
3,812,670	Trina Solar Ltd ADR*	39,537,388	3.60
	中国		
28,803,000	China Longyuan Power Group Corp Ltd 'H'	30,901,042	2.82
	デンマーク		
1,470,157	Novozymes A/S*	71,121,900	6.48
1,165,497	Vestas Wind Systems A/S	49,152,019	4.48
		120,273,919	10.96
	フィンランド		
994,864	Fortum OYJ*	22,569,238	2.06
	フランス		
279,200	Air Liquide SA	36,713,289	3.34
628,800	Schneider Electric SE	50,271,466	4.58

		86,984,755	7.92
	ドイツ		
444,100	AIXTRON SE*	3,535,599	0.32
169,800	Linde AG	34,446,134	3.14
156,280	SMA Solar Technology AG*	2,073,353	0.19
329,000	Wacker Chemie AG*	37,262,858	3.39
		77,317,944	7.04

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品
(続き)

保有高	銘柄	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
	アイルランド		
474,800	Eaton Corp Plc	33,767,776	3.08
1,873,408	Kingspan Group Plc	36,768,083	3.35
		70,535,859	6.43
	マン島		
3,552,200	Greenko Group Plc	6,413,969	0.58
	イタリア		
13,181,900	Enel Green Power SpA	28,001,946	2.55
	日本		
582,800	Azbil Corp	15,667,587	1.43
	スペイン		
7,160,200	EDP Renovaveis SA	48,986,664	4.46
2,334,000	Gamesa Corp Tecnologica SA	27,440,297	2.50
		76,426,961	6.96
	スイス		
1,493,900	ABB Ltd*	32,242,443	2.94
	英国		
1,019,389	Johnson Matthey Plc	53,577,384	4.88
1,983,600	National Grid Plc	27,139,853	2.47
		80,717,237	7.35
	米国		
867,200	Archer-Daniels-Midland Co	41,322,080	3.76
305,000	First Solar Inc	17,830,300	1.62
1,237,912	ITC Holdings Corp	47,597,716	4.34
398,192	Itron Inc	14,510,117	1.32
1,203,790	Johnson Controls Inc	60,863,622	5.55
527,797	NextEra Energy Inc	54,468,651	4.96
291,666	Ormat Technologies Inc	9,887,477	0.90
659,900	Quanta Services Inc	18,899,536	1.72
626,503	Regal-Beloit Corp	48,817,114	4.45
115,185	Renewable Energy Group Inc	1,026,298	0.09
658,900	Veeco Instruments Inc	19,977,848	1.82
		335,200,759	30.53

普通株式合計	1,077,341,605	98.14
公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている 譲渡可能な有価証券および短期金融商品合計	1,095,657,678	99.81

その他の譲渡可能な有価証券

保有高	銘柄	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
普通株式およびワラント			
カナダ			
2,520,000	Tantalus Systems Corp	20,179	0.00
英国			
5,607	Pelamis Wave Power Ltd (Wts 4/11/2012)	-	0.00
667,000	Pelamis Wave Power Ltd (Defaulted)	-	0.00
米国			
5,722,012	Imperium Renewables	2,563,461	0.23
147,126,100	Imperium Renewables (Restricted) (Wts 31/12/2049)	1,471	0.00
3,281,600	Mascoma Corp Npv	-	0.00
23,000	Medis Technologies Com (Restricted)	-	0.00
3,375	Renewable Energy Group (Restricted) Npv	28,568	0.00
111,194	Renewable Energy Group Escrow Npv	941,202	0.09
		3,534,702	0.32
普通株式およびワラント合計		3,554,881	0.32
債券			
米国			
USD 708,486	Mascoma Corporation 8% 1/8/2016	-	0.00
債券合計		-	0.00
その他の譲渡可能な有価証券合計		3,554,881	0.32
投資有価証券合計		1,099,212,559	100.13
その他の純負債		(1,442,461)	(0.13)
純資産合計(米ドル)		1,097,770,098	100.00

~ 関連会社ファンドに対する有価証券。詳細については注記11を参照のこと。

* 貸付有価証券。詳細については注記13を参照のこと。

業種別内訳 2015年2月28日現在

	純資産比率 (%)
工業	27.10
電気・ガス・水道	25.14
材料	22.49
情報技術	10.30
一般消費財	5.55
エネルギー	4.12
消費者主要品	3.76
投資ファンド	1.67
その他の純負債	(0.13)

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

財務書類に対する注記（未監査）

1. 組織

ブラックロック・グローバル・ファンズ（以下「当社」という。）は、オープンエンド型の変動資本投資法人（変動資本を有する会社型投資信託）としてルクセンブルク大公国の法律に基づき設立された公開有限責任会社（société anonyme）である。当社は、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier、以下「CS SF」という。）により、2010年12月17日付の法律（随時、改正される）パート の規定に準拠した譲渡可能な有価証券への集合投資事業（以下「UCITS」という。）として認可され、当該法律によって規制されている。

当社は、分離された負債を有する個別の構成要素からなるアンブレラ構造である。各構成要素は他の構成要素から分離された負債を有し、当社は各構成要素の負債について第三者に対し全体として責任を負わない。

2015年2月28日現在、当社は68のサブファンド（以下それぞれを「ファンド」という。）における投資証券を発行しており、以下総称して「当ファンド」という。各ファンドは、それぞれ個別の資産プールである。各ファンドは、アペンディクス に詳述のとおり投資証券クラスに分類されており、それぞれ個別の投資証券により表象されている。

各投資証券クラスは当社に対して同等の権利を有しているが、特徴および手数料体系はそれぞれ異なる。これについては当社の英文目論見書において詳述されている。

2015年2月28日に終了した期間に生じた重要な事象

2015年1月27日付で、コンチネンタル・ヨーロッパ・フレキシブル・ファンドは、投資証券販売と他のファンドからの転換を再開した。当該ファンドは、2013年11月7日から投資証券販売と他のファンドからの転換を中止していた（ただし、限定的な状況において取締役が決定する場合を除く）。

投資証券クラスの設定と再開

当期に設定または再開された投資証券クラスはアペンディクス に開示されている。

2. 重要な会計方針の要約

この財務書類は、ルクセンブルグの投資法人のためにルクセンブルグの関係官庁が規定した財務書類の作成に関連する法律および規制上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

(a) 投資有価証券およびその他の資産の評価

当社の投資有価証券およびその他の資産は以下のとおり評価されている。

- 公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券は、評価日における最新の入手可能な市場価格に基づき評価される。当該投資有価証券またはその他の資産が複数の証券取引所または規制市場で上場または取引されている場合、当社の取締役会（以下「取締役」という。）はその裁量により、評価目的でかかる証券取引所または規制市場のいずれか1つを選択することができる。一部のファンドの純資産価額の計算時に該当する市場が終了している場合、または政府が外国投資に財務または取引費用を課す場合に有価証券価額の相違が生じることがある。そのため、取締役は、これらの投資有価証券の公正価値を見積るために公正価値の評価技法を利用した。かかる有価証券およびデリバティブは、適格者（取締役）が決定する実現性の高い価額で評価される。公正価値評価プロセスに固有の不確実性により、これらの見積価額は、当該有価証券にとっての整備された市場が存在する場合に使用されたであろう価額や最終的に回収される価額と著しく異なる可能性がある。
- 上場されていない有価証券、またはいかなる証券取引所もしくはその他の規制市場において売買もしくは取引されていない有価証券（クローズドエンド型ファンドの有価証券を含む）および評価額が入手できないその他の市場における上場または非上場有価証券、または取締役が、市場価格が公正市場価格を反映していないと判断した有価証券に関しては、取締役が、処分価格または取得価格の予測額に基づき、慎重かつ誠実に価値を決定する。
- 有価証券貸付：有価証券は貸付代理店の指示により第三者ブローカーに受渡しされるが、当ファンドのポートフォリオの一部として引き続き評価される。

- ・ 流動性のある資産および短期金融商品は、額面金額に利息を加えた金額が償却原価に基づいて評価され、その評価額は公正価値に近似している。
- ・ 現金、短期金融預金、要求払手形およびその他の債務は、入手できる見込みがない場合を除き額面金額で評価される。
- ・ 主として未収利息および未収配当金、売却投資有価証券未収金、販売投資証券未収金およびリストラクチャリング費用を含む資産は、入手できる見込みがない場合を除き額面金額で評価される。
- ・ 特に未払利息、未払収益配当金、購入投資有価証券未払金および買戻し投資証券未払金を含む負債は、額面金額で評価される。
- ・ 事後通告証券(To Be Announced Securities)(以下「TBA」という。)は、米国政府系機関が発行するモーゲージ担保証券に関連するものである。これらの機関は通常、モーゲージ・ローンをプールし、組成されたプールの持分を販売する。TBAは、将来の決済に関して購入または売却される、これらの機関の将来のプールに関連しており、金利または償還日のいずれかが確定していない。TBAは、投資有価証券明細表に個別に開示されている。

当ファンドは通常、有価証券取得の目的でTBA購入契約を締結するが、適切と思われる場合は決済前に契約を処分することがある。TBAの売却による手取金は、契約上の決済日まで受領しない。TBA売却契約が残存している間、当該取引をカバーするために、相応の交付可能有価証券または相殺対象となる(売却契約日以前に交付可能な)TBA購入契約を保有する。

TBA売却契約が、相殺対象である購入契約の取得により終了する場合、ファンドは、裏付けとなる有価証券の未実現利益または損失にかかわらず契約の利益または損失を実現する。ファンドが、契約に基づき有価証券を交付する場合、ファンドは、契約が締結された日に設定された価格で有価証券の売却による利益または損失を実現する。

2015年2月28日現在、当ファンドは未決済のTBAを有していた。これは、純資産計算書の「売却投資有価証券未収金」および「購入投資有価証券未払金」に含まれている。

(b) 投資有価証券からの収益

当社は以下の方法で投資有価証券からの収益を認識している。

- ・ 受取利息は毎日発生し、定額法によるプレミアムの償却およびディスカウントの増加を含む。
- ・ 預金利息ならびに定期預金および短期金融預金の利息は、発生主義で認識されている。
- ・ 受取配当金は、配当落ち日に発生し、源泉徴収税が控除された額で表示されている。
- ・ 有価証券貸付による収益は過次で発生する。
- ・ 社債がデフォルトしていることが確認された場合、デフォルトした有価証券にかかる利息の計上はその時点で停止される。関連当事者からデフォルトの確認をとった上で、未収金は償却される。
- ・ 投資有価証券明細表において、永久債の銘柄に含まれる日付は、当該債券の次回の繰上償還可能日である。投資有価証券明細表の銘柄の欄に開示されている利率は期末における適用利率であるが、これらの債券は変動利付債であるため、情報提供の目的のみで表示されている。

(c) デリバティブ商品

当期において、当ファンドは複数の先渡為替予約・先物取引を締結している。未決済の先渡為替予約・先物取引は、評価日に当該取引を決済した場合の金額で評価される。当該未決済取引から生じる超過額および不足額は未実現評価益/(損)に計上され、純資産計算書の資産または負債に(適宜)含められる。

当ファンドはカバード・コール・オプションおよびブット・オプションの売却、コール・オプションおよびブット・オプションの購入を実施できる。当ファンドはまたスプレッド・オプションにも投資することができる。スプレッド・オプションは、2つ以上の資産の価格の差異から価値が生じる種類のオプションである。当ファンドがオプションを売却および/または購入する時点で、当ファンドによる受取または支払プレミアムと同額が負債または資産として反映される。その後、売建オプションに係る負債および買建オプションに係る資産は、現在価値を反映するよう時価評価される。見積実現額を最もよく反映する方法として、取締役は最終取引価格ではなく仲値または決済値に基づいて、市場で取引されるオプションを評価することに合意している。市場で取引されていないオプションは第三者の値付機関から入手する日次価格に基づいて評価している。有価証券がオプション行使によって売却される場合、受取(支払)プレミアムが売却有価証券から控除(に加算)される。オプションが失効する場合(または当ファンドが決済取引を行った場合)、当ファンドはオプションに係る損益を、受取または支払プレミアムの分だけ(もしくは決済取引のコストが受取または支払プレミアムを超過する分だけ)実現する。

当ファンドは1つの商品から発生する利益を他の投資より発生する利益と交換するために、スワップ契約を締結している。クレジット・デフォルト・スワップの場合、信用事由の発生による偶発的な支払い(当該契約にあらかじめ定義されている)の見返りとして、いくつかのプレミアムがプロテクションの売り手に支払われる。スワップは可能な限り、第三者の値付機関から入手し、実際

のマーケット・メーカーに確認した日々の価格に基づいて時価評価される。こうした時価が入手できない場合、スワップはマーケット・メーカーから入手する日々の相場に基づいて値付される。いずれの場合も、価格の変動は損益および純資産変動計算書に未実現評価益／（損）の純変動額として計上される。スワップの満期または解約時における実現損益およびスワップに関連して稼得または負担した利息は、損益および純資産変動計算書上に表示される。

差金決済取引は、各取引に帰属する金融費用を差し引いた後の原証券の価格をもとに評価される。差金決済取引の締結時に、当社は、取引額の一定の割合に相当する現金および／またはその他の資産を取引相手に担保として差入れることを要求される場合がある。投資有価証券明細表に表示されている資産に関しては、当該資産が購入時点で全額支払い済みであったため追加担保の差入要求はなかった。取引が未決済である期中の取引価額の変動は、原証券の価値を反映するため、各評価日時点の時価評価により損益および純資産変動計算書の未実現評価益／（損）の純変動額に認識される。取引終了時の実現損益は、取引が未決済であった時点の金融費用を含む取引価額と終了時点の価額との差額に相当する。未決済の差金決済取引に帰属する配当金も損益および純資産変動計算書に表示される。

当期において、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンドは複数の株式連動債への投資を開始した。一度または複数回の固定クーポンの支払いと引き換えに、元本をブローカーに支払う。満期時に、ファンドは当該元本に基礎となる株式の価値の変動を加減算した金額を受け取ることになる。

(d) 為替換算

各ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資有価証券の取得原価は、購入時の為替レートで換算されている。各ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資有価証券およびその他の資産は、2015年2月28日におけるルクセンブルグでのファンドの評価時の為替レートで換算される。

(e) 結合財務書類

各サブファンドの数値はサブファンドの基準通貨で表示されている。

当社の結合数値は米ドルで表示されており、各ファンドの財務書類の合計を含んでいる。純資産計算書の換算レートは、2015年2月28日におけるルクセンブルグでのファンドの評価時の為替レートである。

通貨	ユーロ	英ポンド	日本円	スイス・フラン	オフショア 中国人民币
米ドル	0.8940	0.6488	119.4050	0.9489	6.2890

損益および純資産変動計算書の換算レートは、期中にわたり算定された平均レートである。

通貨	ユーロ	英ポンド	日本円	スイス・フラン	オフショア 中国人民币
米ドル	0.8354	0.6420	116.0587	0.9488	6.2054

これらの数値は情報提供の目的のみで表示されており、小数第5位を四捨五入している。財務書類においては、小数第9位までの為替レートを適用している。

(f) 為替レート

下記の為替レートは、2015年2月28日現在、当ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資有価証券およびその他の資産およびその他の負債を換算するために使用された。

通貨	英ポンド	米ドル	ユーロ	日本円	スイス・フラン	オフショア 中国人民币
U A E ディルハム	0.1767	0.2723	0.2434	32.5111	0.2588	1.7123
アルゼンチン・ペソ	0.0744	0.1146	0.1025	13.6874	0.1089	0.7209
豪ドル	0.5061	0.7801	0.6974	93.1489	0.7437	4.9061
ブラジル・レアル	0.2256	0.3477	0.3108	41.5180	0.3275	2.1867
カナダ・ドル	0.5195	0.8007	0.7158	95.6121	0.7621	5.0358
スイス・フラン	0.6837	1.0538	0.9421	125.8343	1.0000	6.6276
チリ・ペソ	0.0010	0.0016	0.0014	0.1932	0.0015	0.0102
オフショア中国人民币	0.1032	0.1590	0.1421	18.9864	0.1511	1.0000
中国人民币	0.1035	0.1595	0.1426	19.0450	0.1516	1.0031

コロンビア・ペソ	0.0003	0.0004	0.0004	0.0478	0.0004	0.0025
チェコ・コルナ	0.0264	0.0407	0.0364	4.8643	0.0388	0.2562
デンマーク・クローネ	0.0972	0.1499	0.1340	17.8949	0.1429	0.9425
エジプト・ポンド	0.0850	0.1311	0.1172	15.6493	0.1246	0.8242
ユーロ	0.7258	1.1186	1.0000	133.5696	1.0666	7.0350
英ポンド	1.0000	1.5413	1.3779	184.0389	1.4632	9.6932
香港ドル	0.0837	0.1289	0.1153	15.3969	0.1226	0.8109
ハンガリー・フォリント	0.0024	0.0037	0.0033	0.4405	0.0035	0.0232
インドネシア・ルピア	0.0001	0.0001	0.0001	0.0092	0.0001	0.0005
イスラエル・シェケル	0.1626	0.2505	0.2240	29.9168	0.2389	1.5757
インド・ルピー	0.0105	0.0162	0.0145	1.9320	0.0154	0.1018
アイスランド・クローナ	0.0049	0.0075	0.0067	0.8947	0.0072	0.0471
日本円	0.0054	0.0084	0.0075	1.0000	0.0080	0.0527
韓国ウォン	0.0006	0.0009	0.0008	0.1088	0.0009	0.0057
クウェート・ディナール	2.1915	3.3778	3.0196	403.3287	3.2102	21.2430
スリランカ・ルピー	0.0049	0.0075	0.0067	0.8968	0.0071	0.0472
モロッコ・ディルハム	0.0673	0.1037	0.0927	12.3768	0.0988	0.6519
メキシコ・ペソ	0.0433	0.0668	0.0597	7.9726	0.0634	0.4199
マレーシア・リングgit	0.1800	0.2775	0.2480	33.1312	0.2638	1.7450
ナイジェリア・ナイラ	0.0032	0.0049	0.0044	0.5895	0.0047	0.0310
ノルウェー・クローネ	0.0848	0.1308	0.1169	15.6125	0.1244	0.8223
ニュージーランド・ドル	0.4894	0.7543	0.6743	90.0628	0.7182	4.7435
ペルー・新ソル	0.2096	0.3230	0.2888	38.5737	0.3074	2.0316
フィリピン・ペソ	0.0147	0.0227	0.0203	2.7082	0.0216	0.1426
パキスタン・ルピー	0.0064	0.0098	0.0088	1.1725	0.0093	0.0618
ポーランド・ズロチ	0.1748	0.2694	0.2408	32.1684	0.2571	1.6943
カタール・リアル	0.1782	0.2746	0.2455	32.7903	0.2611	1.7270

通貨	英ポンド	米ドル	ユーロ	日本円	スイス・フラン	オフショア 中国人民元
ルーマニア・レイ	0.1635	0.2520	0.2253	30.0941	0.2403	1.5850
ロシア・ルーブル	0.0105	0.0162	0.0144	1.9294	0.0156	0.1016
サウジ・リアル	0.1730	0.2666	0.2384	31.8393	0.2535	1.6770
スウェーデン・クローネ	0.0776	0.1196	0.1069	14.2765	0.1141	0.7519
シンガポール・ドル	0.4764	0.7343	0.6564	87.6793	0.6993	4.6180
スロバキア・コルナ	0.0241	0.0371	0.0332	4.4338	0.0354	0.2335
タイ・バーツ	0.0201	0.0309	0.0277	3.6933	0.0294	0.1945
新トルコ・リラ	0.2578	0.3973	0.3552	47.4443	0.3784	2.4989
台湾ドル	0.0207	0.0318	0.0285	3.8021	0.0303	0.2003
ウルグアイ・ペソ	0.0264	0.0407	0.0364	4.8588	0.0386	0.2559
米ドル	0.6488	1.0000	0.8940	119.4050	0.9506	6.2890
南アフリカ・ランド	0.0556	0.0857	0.0766	10.2298	0.0823	0.5388

人民元は、外国為替制限を受けており、自由に換金できる通貨ではない。中国人民元債券・ファンドに使用されている為替レートは、オフショア中国人民元(以下「CNH」という。)に関連するものであり、オンショア中国人民元(以下「CNY」という。)に関連するものではない。CNHの価値は、中国政府により随時適用される外国為替管理政策および還流制限ならびにその他外部の市場原理を含むがこれらに限定されない複数の要因により、CNYの価値と大幅に異なる可能性もある。

取締役は、ファンドの投資証券1口当たり純資産価額を調整して当該ファンドが受ける「希薄化」の影響を軽減することができる。希薄化は、ファンドの原資産を購入または売却する実際のコストが、取引費用、税金および原資産の購入価格と売却価格間のスプレッドにより、当該ファンドの評価における原資産の帳簿価額を逸脱している場合に生じる。希薄化は、ファンドの価値に悪影響を及ぼし、その結果投資主に影響を与える可能性がある。投資証券1口当たり純資産価額を調整することにより、この影響を軽減または回避して、既存の投資主を希薄化による影響から保護することができる。いずれかの取引日において、当該ファンドの全投資証券クラスの総取引によって、当該ファンドに対して取締役が(当該ファンドの市場取引費用に関連して)随時設定する基準値を超える投資証券の純増減が生じた場合、取締役は当該ファンドの純資産価額を調整することができる。

英文目論見書のアベンデュクスBの17(c)に従い、2015年2月28日現在、かかる希薄化調整はエマージング・マーケット・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンドおよびグローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに適用されている。

運用会社はその裁量により希薄化調整の支払いを行うことを決定する場合がある。

投資証券1口当たりの公表/取引純資産価額は、3会計年度末および当中間会計期間末における純資産価額の概要に開示されており、希薄化調整が含まれている場合がある。この調整は、純資産計算書および損益および純資産変動計算書では認識されていない。

(h) 取引費用

取引費用は有価証券の取得、発行または処分直接帰属する増分コストである。増分コストは事業体が有価証券を取得、発行または処分しなかった場合には発生していなかったであろうコストである。有価証券の当初認識時に、有価証券は、その取得または発行に直接帰属する取引費用を加えた時価で測定される。

有価証券の購入または売却にかかる取引費用は、保管銀行の取引手数料を除いて、各ファンドの純資産計算書の実現純評価益/(損)または未実現評価益/(損)の純変動額に含まれる。保管銀行の取引手数料はファンドの損益および純資産変動計算書の保管および預託報酬に含まれている。

(i) その他の取引に係る外国通貨

その他の取引に係る外国通貨は、現金残高およびスポット取引に係る実現評価損益および未実現評価損益に関連している。

3. インディア・ファンド

インディア・ファンドは、その投資目的および投資方針に従い、当社の完全所有子会社であるブラックロック・インディア・エクイティーズ(モーリシャス)リミテッド(以下「子会社」という。)のみを通じて、その総資産の少なくとも70%を在インド企業または主たる経済活動をインドで営んでいる企業の株式に投資している。

当子会社の資産および負債、収益および費用はすべて、当社の純資産計算書および損益計算書において結合されている。当子会社が保有する投資有価証券はすべて、当社の財務書類において開示されている。当子会社は、モーリシャス法に基づいて2004年9月1日に設立された。

現在、当子会社は、インド/モーリシャスの二重課税条約により税金免除の恩恵を受けている。子会社は、インド市場で取引される有価証券に投資しており、子会社はモーリシャスとインドの二重課税条約による恩恵を受けることを見込んでいる。条約による恩恵を受けるために、子会社は毎年一定の検査を受け、モーリシャスの納税者居住性の確立および関連要件を含む条件を満たしていなければならない。子会社は、モーリシャス歳入庁(Mauritian Revenue Authorities)から納税者居住証明を取得しており、かつ、インドに支店または恒久的施設を有していないことから、有価証券の売却時にインドのキャピタル・ゲイン税は課されない。2012年インド財政法および同法の一般的租税回避否認条項(以下「GAAR」という。)により制定され、2017年4月1日付で適用される法改正により、モーリシャスおよびインド間の条約を利用する子会社の能力が不利な影響を受ける可能性があることから、子会社は、インドの有価証券について実現したキャピタル・ゲインおよび/または配当金に税金が課される場合がある。しかし、GAARに係る明確な指針が公表されるまで、かかる法律が子会社に及ぼす影響(該当する場合)を現時点で算定することはできない。2015年2月28日現在において引当金は計上されていない。

4. 運用会社

ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーは、運用会社として従事するよう当社により任命されている。運用会社はルクセンブルグの公開有限責任会社(société anonyme)であり、2010年法第15章に従い、ファンドの運用会社として従事するよう権限を与えられている。

当社は、運用会社との間で運用会社契約を締結した。当該契約に基づき、運用会社は当社の日々の管理を委任されており、これにより当社の投資運用、管理事務および当ファンドのマーケティングに関連するすべての業務を直接または委任して行う責任を有する。

当社の合意のもと、運用会社は、英文目論見書に詳述されているとおり、その業務の一部を委任することを決定した。

ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社である。同社は、C S S Fにより規制されている。

5. 投資運用報酬

当期において、当社は運用会社であるブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーに対して投資運用報酬を支払った。

英文目論見書のアペンディクスEに記載されているとおり、当社は年率の投資運用報酬を支払う。投資運用報酬の水準は0.25%から1.75%の間であり、当社が発行するファンドおよび投資証券クラスに応じて異なった率が適用される。投資運用報酬は、該当ファンドの純資産価額に基づき毎日発生し、毎月支払われる。運用会社は、投資顧問会社への報酬を含む、特定の費用および報酬を投資運用報酬より支払う。クラスJおよびクラスX投資証券について請求される投資運用報酬はない。

投資運用報酬の減額は、損益および純資産変動計算書の投資運用報酬から別掲で開示されている。当期において、以下の運用中のファンドは投資運用報酬が減額されている。

ユーロ・リザーブ・ファンド

USドル・リザーブ・ファンド

2015年2月28日現在、未払いである投資運用報酬は、純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

6. 販売報酬

当期において、当社は主要販売会社であるブラックロック（チャンネル・アイランズ）リミテッドに販売報酬を支払った。

英文目論見書のアペンディクスEに記載されているとおり、当社は年間販売報酬を支払う。販売報酬の水準は、0.25%から1.25%の間である。クラスA、D、I、JおよびX投資証券では、販売報酬を支払わない。ユーロ・リザーブ・ファンドおよびUSドル・リザーブ・ファンドのクラスA、C、D、I、JおよびX投資証券では、販売報酬を支払わない。当該報酬は、該当ファンドの純資産価額（該当する場合、アペンディクスB第17(c)項に記載されているとおり、該当ファンドの純資産価額への希薄化調整を反映している）に基づき毎日発生し、毎月支払われる。

主要販売会社は、当期の英文目論見書のアペンディクスC第22項に記載されているとおり、販売報酬の全部または一部を割り戻す場合がある。

2015年2月28日現在、未払いである販売報酬は、純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

7. 管理事務代行報酬

当社は管理事務代行報酬を運用会社に支払っている。

管理事務代行報酬の水準は、運用会社との合意に基づく取締役の裁量によって変更される場合があり、当社が発行する様々なファンドと投資証券クラスのそれぞれに異なる比率で適用されることになる。ただし、取締役と運用会社の間で、現在支払われている管理事務代行報酬の上限を年率0.25%とすることが合意されている。管理事務代行報酬は、該当する投資証券クラスの純資産価額に基づき毎日発生し、毎月支払われる。

取締役および運用会社は、各ファンドの市場部門および競合他社と比較したファンドの業績といった複数の基準を考慮に入れ、ファンドの投資家が入手可能な類似する投資商品の市場全体について比較した場合に各ファンドの総費用比率が確実に優位性を保てることを目標とした料率で、管理事務代行報酬の水準を設定している。

管理事務代行報酬は、保管報酬、販売報酬および有価証券貸付手数料とその税金ならびに投資レベルまたは当社レベルで課される税金を除き、当社が負担したすべての固定および変動の営業費用および管理費に充てる目的で運用会社が使用する。

また、管理事務代行報酬は、監査ならびに投資家による税金報告およびその他の税金に係る順守事項に関連するサービスに対してルクセンブルグにあるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブ（以下「プライスウォーターハウスクーパース」という。）に支払われる報酬に充てるために使われる。プライスウォーターハウスクーパースによって提供されている投資家による税金報告に関連するサービスは、特定の課税管轄に居住する投資家に要求されている税金報告に関わるものである。当社に提供されているサービスについてプライスウォーターハウスクーパースに支払っている報酬はこれ以外にない。

これらの営業費用および管理費には、すべての第三者費用と、当社が、または当社が代行して随時負担したその他の回収可能な費用が含まれる。この費用には、ファンド経理報酬、名義書換事務代行報酬（副名義書換事務代行会社および関連するプラットフォームとの取引費用を含む）、コンサルタント、法律、税金および監査報酬等のすべての専門家費用、取締役報酬（ブラックロック・グループの従業員でない取締役に対する報酬）、交通費、合理的な範囲の立替経費、印刷費、公告費、翻訳費用および株主への報告に関連するその他すべての費用、規則当局への届出およびライセンス手数料、コルレスおよびその他の銀行手数料、ソフトウェアのサポートおよび

び維持、営業費用およびインベスター・サービス・チームおよび様々なブラックロック・グループ会社によって提供されたその他のグローバル管理サービスに帰属する費用)が含まれるが、これらに限定されない。

運用会社は、ファンドの総費用比率の競争優位性を維持する財務リスクを負っている。したがって、すべての期間において当社が運用会社に支払った管理事務代行報酬の金額のうち、期中に発生した実際の費用を超える額について運用会社は返還する義務を負わず、一方で期中に発生した実際の費用のうち、当社が運用会社に支払った管理事務代行報酬を超える額については、運用会社または他のブラックロック・グループ会社が負担しなければならない。

ブラックロック・グループの従業員でない取締役は、遂行した業務の報酬として税込みで年間55,000ユーロ支払われた。会長の報酬が税込みで年間60,000ユーロである。ブラックロック・グループの代表者である取締役は、取締役報酬を受ける権利を有していない。

保管報酬はファンドに直接請求される。特定の管轄地域に適用される税金も、ファンドに直接請求される(注記9参照)。

2015年2月28日現在、未払いである管理事務代行報酬は、純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

8. 保管および預託報酬

当期における当社の保管銀行は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(インターナショナル)リミテッド、ルクセンブルグ支店である。保管銀行は、取引手数料に加えて、有価証券の価額に基づき毎日発生する年間報酬を受領する。年間保管報酬は、年率0.5ペーシスポイントから44.1ペーシスポイントであり、取引手数料は、1取引につき8.80米ドルから196米ドルである。両カテゴリーの報酬および手数料の料率は、投資先の国によって異なり、場合によっては資産クラスに応じて異なる。債券や先進国の株式市場に対する投資は上記の幅の下限となり、新興市場に対する一部の投資は、上記の幅の上限となる。そのため、各ファンドの保管費用は、その時点における資産配分により左右されることになる。

2015年2月28日現在、未払いである保管および預託報酬は純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

9. 税金

ルクセンブルグ

当社はルクセンブルグの法律に基づき投資法人として登録されている。したがって、当社は、ルクセンブルグにおいて所得税もキャピタル・ゲイン税も現在のところ課されていない。しかし、各ファンドの各四半期末の純資産価額の年率0.05%(リザーブ・ファンド(ユーロ・リザーブ・ファンドおよびUSドル・リザーブ・ファンド)のクラスI、JおよびX投資証券の場合には0.01%)で計算された年次税を支払うことが要求されている。2015年2月28日に終了した期間において、ルクセンブルグの税金に関連する24,972,016米ドルが費用計上された。

ベルギー

当社は金融市場に関する2012年8月3日法第154条に基づき、ベルギーの金融サービス市場機構に登録されている。ベルギーにおいて一般向け販売のために登録されたファンドには、前年の12月31日現在、ベルギーの仲介業者を通じてベルギーで販売された口数の純資産価額に対して年率0.0925%(2015年1月1日より0.08%から0.0925%に引き上げられた)の税金が課される。2015年2月28日に終了した期間において、ベルギーの税金に関連する費用は発生しなかった。

英国

報告型ファンド(Reporting Funds)

当社では英国報告型ファンドの形態が適用されている。このファンド形態に基づき、英国報告型ファンドの投資家は、分配のあるなしにかかわらずその保有高に応じた英国報告型ファンドの収益持分について課税されるが、その保有高の売却益にはキャピタル・ゲイン税が課される。現在、英国報告型ファンドであるファンドのリストは、www.blackrock.co.uk/reportingfundstatusより入手可能である。

その他の取引税

他の管轄地域において、当ファンドが保有する特定の資産に対し、金融取引税(以下「FTT」という。)またはその他の取引税といった税金が課される場合がある(例えば、英国の印紙税、フランスのFTT)。

源泉徴収税

当社が受け取る投資に係る配当金および利息は、その支払元の国において源泉徴収税が課せられる場合がある。当社が所得税を免除されているため、かかる源泉徴収税は通常、回収できない。しかしながら、最近の欧州連合における判例法によって、そのような回収

不能の税金が減額される可能性が出てきた。市民権を有する国、居住国、あるいは住所を登録している国の法律に基づいて、投資証券の販売、購入、保有、買戻し、転換、売却において課せられる可能性がある税金について、投資家は熟知するとともに、専門家に適時に相談すべきである。投資家は、課税の水準および課税の標準ならびに課税の軽減が変更される可能性があることに留意する必要がある。源泉徴収税の負担の可能性については、英文目論見書においてさらに説明されている。

PEA適格制度(Plan d'Epargne en Actions)

Plan d'Epargne en Actions(以下「PEA」という。)はフランスの株式貯蓄制度で、在仏の個人納税者がヨーロッパの株式に投資することを奨励する制度である。PEAに適格になるために、以下に記載されているファンドは、その資産の少なくとも75%を恒久的にPEA適格の有価証券および権利に投資している。PEA適格の有価証券および権利は、欧州連合の加盟国、またはアイスランド、ノルウェーで設立されている企業で法人税の課税対象になっている企業が発行しているものである。

2015年2月28日現在、以下に記載されているファンドのPEA適格資産への投資割合は以下のとおりである。

ファンド	ヨーロッパのPEA適格の有価証券に投資している割合
ユーロ・マーケット・ファンド	100.05%
ヨーロッパ・フォーカス・ファンド	89.13%
ヨーロッパ・ファンド	87.43%
ヨーロッパ・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド	82.80%
ヨーロッパ・バリュー・ファンド	93.25%

当社の知る限りにおいて、2015年2月28日現在、フランスで有効な税法およびそれに関する実務においてこれらのファンドはPEAに適格である。かかる税法およびそれに関する実務は随時変更されるため、現在PEAの枠内に該当しているファンドもPEA適格性を喪失する可能性がある。また、これらのファンドの投資領域やベンチマーク指標に影響を及ぼす変更が発生した場合、これらのファンドはPEA適格性を喪失する可能性がある。かかる状況になった場合、当社は、当社のウェブサイトでの公告により投資家に対し通知する予定である。その場合、投資家は税務および財務に関して専門家の助言を求める必要がある。

10. 投資顧問

運用会社であるブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーは、同社の投資運用機能を、英文目論見書に記載のとおり、以下の投資顧問会社(以下それぞれを「投資顧問会社」という。)に委託している。ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク(ユーエス)(以下「BFM」という。)、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー・エヌ・エイ、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー(ユーエス)(以下「BIMLLC」という。)、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーク)リミテッド(以下「BIMUK」という。)およびブラックロック(シンガポール)リミテッド(以下「BSL」という。)

すべての投資顧問会社は、ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーにより直接任命されている。すべての副投資顧問会社は関連する投資顧問会社により任命されている。これらのうちの数社は、投資顧問会社として以下の会社に業務の一部を再委託している。ブラックロック・ジャパン株式会社(以下「BLKJap」という。)、ブラックロック・アセット・マネジメント・ノースアジア・リミテッド(以下「BAMNA」という。)およびブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(以下「BLKAus」という。)

ファンド	投資顧問会社	副投資顧問会社
ASEANリーダーズ・ファンド	BIMUK	BAMNA
アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド	BIMUK	BAMNA
アジア・ドラゴン・ファンド	BIMUK	BAMNA
アジア・グロース・リーダーズ・ファンド	BIMUK	BAMNA
アジア・ローカル・ボンド・ファンド	BSL	-
アジア・タイガー・ボンド・ファンド	BSL	-

チャイナ・ファンド	B I M U K	B A M N A
コンチネンタル・ヨーロピアン・フレキシブル・ファンド (1)	B I M U K	-
エマージング・ヨーロッパ・ファンド	B I M U K	-
エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	B S L、B I M U K、 B F M	-
エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファ ンド	B S L、B I M U K、 B F M	-
エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファ ンド	B I M U K、B I M L L C	-
エマージング・マーケット・ファンド	B I M U K、B I M L L C	-
エマージング・マーケット・インベストメント・グレー ド・ボンド・ファンド	B S L、B I M U K、 B F M	-
エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボン ド・ファンド	B S L、B I M U K、 B F M	-
ユーロ・ボンド・ファンド	B I M U K	-
ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	B I M U K	-
ユーロ・リザーブ・ファンド	B I M U K	-
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	B I M U K	-
ユーロ・マーケット・ファンド	B I M U K	-
ヨーロピアン・エクイティ・インカム・ファンド	B I M U K	-
ヨーロピアン・フォーカス・ファンド	B I M U K	-
ヨーロピアン・ファンド	B I M U K	-
ヨーロピアン・スペシャル・シチュエーションズ・ファン ド	B I M U K	-
ヨーロピアン・バリュー・ファンド	B I M U K	-
フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティー ズ・ファンド	B S L、B I M U K、 B F M	B L K A u s
フレキシブル・マルチアセット・ファンド	B I M U K	-
グローバル・アロケーション・ファンド	B I M L L C	-
グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド	B I M U K、B F M	B L K A u s
グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド	B I M L L C	-
グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファ ンド	B I M U K	-
グローバル・エクイティ・ファンド	B I M L L C	-

ファンド	投資顧問会社	副投資顧問会社
グローバル・エクイティ・インカム・ファンド	B I M U K	-
グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド	B I M U K、B F M	B L K A u s
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	B F M、B I M U K、 B S L	-
グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・ファ ンド	B F M	B L K A u s
グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド	B S L、B I M U K、 B F M	-
グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	B I M L L C	-
グローバル・スモールキャップ・ファンド	B I M L L C	-
インドア・ファンド	B I M U K	B A M N A
ジャパン・フレキシブル・エクイティ・ファンド	B I M U K	B A M N A
ジャパン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュ ニティーズ・ファンド	B I M U K	B L K J a p
ラテン・アメリカン・ファンド	B I M L L C	-
ナチュラル・リソース・グロース・アンド・インカム・ ファンド	B I M U K	-

ニュー・エネルギー・ファンド	B I M U K	-
ノースアメリカン・エクイティ・インカム・ファンド	B I M L L C	-
パシフィック・エクイティ・ファンド	B I M U K	B A M N A
中国人民元ボンド・ファンド	B S L、B I M U K	B A M N A
スイス・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	B I M U K	-
ユナイテッド・キングダム・ファンド	B I M U K	-
USベーシック・バリュー・ファンド	B I M L L C	-
USドル・コア・ボンド・ファンド	B F M	-
USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	B F M	-
USドル・リザーブ・ファンド	B F M	-
USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	B F M	B L K A u s
USフレキシブル・エクイティ・ファンド	B I M L L C	-
USガバメント・モーゲージ・ファンド	B F M	-
USグロース・ファンド	B I M L L C	-
USスモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	B I M L L C	-
ワールド・アグリカルチャー・ファンド	B I M U K	-
ワールド・ボンド・ファンド	B I M U K、B F M	B L K A u s
ワールド・エネルギー・ファンド	B I M U K	-
ワールド・フィナンシャルズ・ファンド	B I M U K	-
ワールド・ゴールド・ファンド	B I M U K	-
ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド	B I M L L C	-
ワールド・マイニング・ファンド	B I M U K	-

ファンド	投資顧問会社	副投資顧問会社
ワールド・リアル・エステート・セキュリティーズ・ファンド	B I M L L C、 B I M U K、B S L	-
ワールド・テクノロジー・ファンド	B I M U K	-

(1) ファンドが投資証券販売を再開した。詳細については注記1を参照のこと。

11. 関連当事者との取引

運用会社、主販売会社、投資顧問会社および副投資顧問会社の最終的な持株会社は、米国デラウェア州で設立されたブラックロック・インクである。PNCファイナンシャル・サービス・グループ・インクがブラックロック・インクの主要株主となっている。当社のために有価証券の取引を手配する際、PNCグループの会社が、通常の条件で有価証券仲介、外国為替、銀行業務およびその他のサービスを提供していた、もしくは本人として取引をしていた可能性があり、差益が生じる可能性がある。かかる取引は、通常の業務過程において標準的な取引条件に基づいて行われる。ブローカーおよびエージェントに対する手数料は市場の慣例に従って支払われており、手数料がブローカーおよびエージェントによって一括されている、あるいはその他の手法によって割引かれたり、現金により手数料が割り戻された場合、その差益は当社に還元されている。PNCグループのサービスは、手数料および取引条件が投資市場においてブラックロックと関連が無いその他のブローカーおよびエージェントとほぼ同様であることを前提として適切であると判断された場合に投資顧問会社によって利用可能であり、このことは、最高の成績を達成するという上述の方針と一貫性がある。当期において、運用会社、投資顧問会社、副投資顧問会社または当社の取締役の関連当事者であるブローカーを通じて当社に影響を及ぼす取引はなかった。

当期において、当社、運用会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、当社の取締役、あるいはこれらの者またはこれらの関連当事者が重要な利害関係を有する企業との間で、通常の業務範囲外のあるいは標準的な取引条件外の取引は行われていない。

当期において、取締役によるファンドの投資証券の購入はなかった。

有価証券貸付契約に従って任命された有価証券貸付の代理人は、当社の関連当事者であるブラックロック・アドバイザーズ(ユークー)リミテッドである。ブラックロック・アドバイザーズ(ユークー)リミテッドは有価証券貸付取引に直接関連するすべての運用費用を負担する。

当ファンドは、ブラックロック・インクが提供している借手のデフォルトに対する補償から利益を得ている。当該補償により、全貸付有価証券の差替えが可能となる。ブラックロック・インクは、借手のデフォルトに対する補償費用を負担する。

詳細については注記13「効率的なポートフォリオ管理」を参照のこと。

12. コミッションの使用

1 社または複数の投資顧問会社は、適用される法律または規制により認められている場合、コミッション・シェアリング契約または同様の契約を締結することがある。これらの契約は、契約を通じて入手するリサーチまたは売買執行サービスが投資顧問会社の投資に係る意思決定能力または売買執行力を向上させ、それにより投資収益増加の見込みが高まると投資顧問会社が判断する場合にのみ締結されることになる。投資顧問会社は主要な国際ブローカーとこれらの契約を締結し、ブローカーは投資顧問会社に対して提供するリサーチおよび売買執行サービスの支払いにおいて、投資顧問会社からの売買により発生するコミッションを使用するか、または投資顧問会社に提供される第三者リサーチに関して支払うことに同意する。すべての売買は引き続き最善の執行の要件に準拠しており、契約は継続して見直されている。

13. 効率的なポートフォリオ管理

当社は効率的にポートフォリオを管理する目的でデリバティブ契約を締結している。詳細については注記14「デリバティブ商品」および当ファンドの投資有価証券明細表を参照のこと。

買戻し(または売戻し)契約は、有価証券によって保証された借入れ(または貸付)取引として処理される。当該取引では、譲渡人が他者(譲受人)に有価証券の所有権を譲渡し、合意された価格および日付で、譲渡人は有価証券の取消不能買戻しを引き受け、譲受人は当該有価証券の取消不能売戻しを引き受ける。買戻し(または売戻し)契約は、契約時の通貨で表示されている時価(または購入価格)で評価される。2015年2月28日現在、未決済の買戻し(または売戻し)契約を有しているファンドはない。

当期において、当社は有価証券貸付の契約を締結している。当社は、ブラックロック・アドバイザーズ(ユークー)リミテッドを有価証券貸付の代理人として任命しており、ブラックロック・アドバイザーズ(ユークー)リミテッドは、有価証券貸付の代理人業務をブラックロック・グループ内の別の企業に再委託することができる。有価証券貸付による収益は有価証券貸付の代理人と当社で分割される。すべての営業費用は有価証券貸付の代理人の取り分から支払われ、有価証券貸付による収益は62.5対37.5という当社に有利な割合で分割されている。

ブラックロック・アドバイザーズ(ユークー)リミテッドは、高格付の専門的金融機関(以下「取引相手方」という。)と有価証券貸付の契約を締結する裁量を有している。かかる取引相手方には、ブラックロック・アドバイザーズ(ユークー)リミテッドの関連会社が含まれる場合がある。当期に行われた有価証券貸付において、貸付有価証券を受け取った借主は次のとおりである。パークレイズ・バンクplc、パークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、BNPパリバ、シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド、クレディ・スイス・セキュリティーズ(ヨーロッパ)リミテッド、ドイツ銀行AG、ゴールドマン・サックス・インターナショナル、香港上海銀行plc、JPモルガン・セキュリティーズplc、マコーリー銀行リミテッド、メリルリンチ・インターナショナル、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナルplc、野村インターナショナルplc、スカンジナビア・エンスキルダ銀行AB、ソシエテ・ジェネラル、ノヴァ・スコシア銀行およびUBS AGである。担保は、毎日時価評価され、有価証券貸付は要求時に返済される。当該貸付は、ETFおよびその他のUCITSの発行に関するESMAのガイドラインを編入している、修正後のCSSF通達08/356の要件を反映した英文目論見書の規定を遵守している場合にのみ可能である。

有価証券貸付プログラムからの投資収益は損益および純資産変動計算書に個別に開示されている。

当該担保は、規制市場で上場が認められているまたは取引されている株式で構成される。この担保は保管銀行またはその代理店が保有している。受領した株式担保は基本財務書類には反映されていない。

2015年2月28日現在、関連するファンドの投資有価証券ポートフォリオにおいて「*」で記されている貸付有価証券のファンドレベルでの評価額および保有担保の評価額は以下の表のとおりである。

2015年2月28日現在、貸付有価証券の評価額合計は6,496,988,415米ドルであり、株式担保の時価は7,322,801,626米ドルである。これらは、前日の終値に基づいて価格設定されている。

(単位:米ドル)

ファンド	貸付有価証券の 評価額	担保の時価
アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド	31,282,800	34,409,087
アジア・ドラゴン・ファンド	10,284,138	11,311,140
アジア・グロース・リーダーズ・ファンド	7,288,131	8,034,333

アジアン・タイガー・ボンド・ファンド	48,231,515	54,617,126
チャイナ・ファンド	2,862,082	3,150,395
コンチネンタル・ヨーロッパ・フレキシブル・ファンド(1)	132,520,841	147,324,931
エマージング・ヨーロッパ・ファンド	20,478,918	22,685,011
エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	124,658,678	140,878,865
エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド	18,166,388	20,013,952
エマージング・マーケット・ファンド	8,589,030	9,469,146
エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	105,665,723	117,918,359
ユーロ・ボンド・ファンド	154,320,461	169,681,420
ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	11,667,291	15,172,488
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	525,790,880	581,371,496
ユーロ・マーケット・ファンド	26,986,392	29,719,418

(単位：米ドル)

ファンド	貸付有価証券の 評価額	担保の時価
ヨーロッパ・エクイティ・インカム・ファンド	128,548,129	141,640,562
ヨーロッパ・フォーカス・ファンド	56,796,949	62,517,584
ヨーロッパ・ファンド	96,928,094	106,690,771
ヨーロッパ・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド	87,658,168	98,926,550
ヨーロッパ・バリュー・ファンド	94,311,221	103,889,526
フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	252,425,278	282,011,857
フレキシブル・マルチアセット・ファンド	10,101,837	11,158,169
グローバル・アロケーション・ファンド	2,036,116,097	2,242,443,890
グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド	44,795,934	100,080,656
グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド	61,767,503	68,428,037
グローバル・エンハンスド・エクイティ・イールド・ファンド	32,707,626	36,120,104
グローバル・エクイティ・ファンド	17,034,192	18,972,736
グローバル・エクイティ・インカム・ファンド	172,097,868	198,440,069
グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド	115,241,870	126,911,775
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	76,863,614	86,899,393
グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・ファンド	23,357,759	25,699,526
グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド	7,288,947	8,912,894
グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	7,391,969	8,142,754
グローバル・スモールキャップ・ファンド	54,107,429	59,670,778
ジャパン・フレキシブル・エクイティ・ファンド	40,086,009	44,142,941
ジャパン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	135,656,465	149,415,995
ラテン・アメリカン・ファンド	8,457,136	9,314,440
ナチュラル・リソース・グロース・アンド・インカム・ファンド	163,843	180,823
ニュー・エネルギー・ファンド	148,488,471	164,333,417
パシフィック・エクイティ・ファンド	20,915,814	23,032,358
スイス・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	11,760,483	12,956,144
ユナイテッド・キングダム・ファンド	20,049,536	22,084,354
USベーシック・バリュー・ファンド	44,663,460	49,250,220
USドル・コア・ボンド・ファンド	20,510,983	81,343,635
USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	112,276,769	126,114,030
USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	61,244,931	67,232,618

USフレキシブル・エクイティ・ファンド	5,863,323	6,488,974
USガバメント・モーゲージ・ファンド	1,121,864	3,817,798
USグロース・ファンド	23,377,944	26,035,720

(単位：米ドル)

ファンド	貸付有価証券の 評価額	担保の時価
USスモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	31,532,356	34,768,902
ワールド・アグリカルチャー・ファンド	12,802,465	14,101,318
ワールド・ボンド・ファンド	209,753,793	231,418,804
ワールド・エネルギー・ファンド	57,768,857	64,455,056
ワールド・フィナンシャルズ・ファンド	20,519,761	22,590,826
ワールド・ゴールド・ファンド	188,264,156	206,955,024
ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド	324,654,491	376,836,970
ワールド・マイニング・ファンド	382,144,266	420,955,702
ワールド・テクノロジー・ファンド	10,577,487	11,660,759

(1) ファンドが投資証券販売を再開した。詳細については注記1を参照のこと。

14. デリバティブ商品

当ファンドはデリバティブ商品を売買することがある。詳細については各ファンドの投資有価証券明細表を参照のこと。

投資有価証券明細表で開示されているとおり、基礎となるエクスポージャーは欧州証券市場監督局(以下「ESMA」という。)が公表したガイドラインに従って算定されており、各金融商品の基礎となる資産における同等ポジションの市場価額を表している。債券先物の基礎となるエクスポージャーは、譲渡有価証券の最安値ではなく債券の市場価額に基づいて算定されている。

15. 差入れた有価証券または保証として引渡した有価証券および保証として受取った有価証券

ファンドが担保として差入れた、または保証として引渡した有価証券は当ファンドの投資有価証券明細表において開示されている。当該有価証券はファンドの投資有価証券明細表において「+」で記されており、2015年2月28日現在、その評価額は73,484,486米ドルである。

グローバル・エンハンスド・エクイティ・イールド・ファンドについて、売建コール・オプションの担保は、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッド、メリルリンチ・インターナショナルおよびバンク・オブ・ニューヨーク・メロン(インターナショナル)リミテッドの三者間契約に基づき差入れられる。担保はファンドの投資有価証券明細表において「^」で記されており、2015年2月28日現在、その評価額は35,842,270米ドルである。

ファンドが保証として受取った有価証券の詳細は、以下の表のとおりである。2015年2月28日現在、これらの有価証券の評価額は45,520,680米ドルである。

ファンド	額面金額	銘柄	評価額 (単位：米ドル)
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	274,000	France Government Bond OAT 3.25% 25/4/2016	312,058
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	31,000	France Government Bond OAT 4.5% 25/4/2041	55,499
グローバル・アロケーション・ファンド	9,414,000	Cooperative Centrale Raiffeisen 4.125% 14/1/2020	11,081,301
グローバル・アロケーション・ファンド	114,000	Cooperative Centrale Raiffeisen 5.25% 23/5/2041	207,065
グローバル・アロケーション・ファンド	4,200,000	Electricite de France SA 5.5% 17/10/2041	5,826,114
グローバル・アロケーション・ファンド	3,160,000	General Electric Capital Corp 4.875% 18/9/2037	4,683,724

グローバル・アロケーション・ファンド	791,000	United Kingdom Gilt 4.25% 7/9/2039	1,629,649
グローバル・アロケーション・ファンド	484,000	United Kingdom Gilt 4.25% 7/12/2040	1,009,445
グローバル・アロケーション・ファンド	641,000	United States Treasury Bill 5/3/2015 (Zero Coupon)	640,999
グローバル・アロケーション・ファンド	1,218,000	United States Treasury Bill 1.625% 15/8/2022	1,164,190
グローバル・アロケーション・ファンド	678,000	United States Treasury Bill 2.875% 15/5/2043	684,141
グローバル・アロケーション・ファンド	554,000	United States Treasury Bill 3.375% 15/5/2044	621,586
グローバル・アロケーション・ファンド	702,000	United States Treasury Note/Bond 2% 31/5/2021	694,343
グローバル・アロケーション・ファンド	917,000	United States Treasury Note/Bond 3% 31/8/2016	946,327
グローバル・アロケーション・ファンド	3,325,000	Wal-Mart Stores Inc 5.625% 27/3/2034	6,347,041
グローバル・アロケーション・ファンド	1,890,000	Wal-Mart Stores Inc 5.75% 19/12/2030	3,592,061
グローバル・アロケーション・ファンド	1,212,000	Wells Fargo & Co 4.625% 2/11/2035	2,022,544
グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド	582,000	United States Treasury Note/Bond 3% 15/11/2044	603,452
グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド	673,000	United States Treasury Bill 2.125% 15/8/2021	673,449
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	2,233,000	United States Treasury Note/ Bond 0.25% 15/10/2015	2,236,596
ワールド・ボンド・ファンド	390,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 4.5% 1/8/2018	489,096

16. 現金担保

当ファンドはさまざまな取引相手とデリバティブの取引を行っている。スワップ契約、先渡予約、先物取引、売建オプション（ブットおよびコール）、買建オプション（ブットおよびコール）ならびにスワップションの取引相手は、投資有価証券明細表に示されている。スワップ契約、先渡予約、先物取引、売建オプション（ブットおよびコール）、買建オプション（ブットおよびコール）ならびにスワップションの取引相手は以下のとおりである。バンク・オブ・アメリカ、バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ、パークレイズ、BNYメロン、BNPパリバ、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー、シティグループ、シティバンク、オーストラリア・コモンウェルス銀行、クレディ・スイス、ドイツ銀行、ゴールドマン・サックス、HSBC、JPモルガン、メリルリンチ、モルガン・スタンレー、RBS、ロイヤル・バンク・オブ・カナダ、ソシエテ・ジェネラル、スタンダードチャータード銀行ロンドン、ステート・ストリート、トロント・ドミニオン、UBSおよびウェストパックである。スワップ契約、先物取引、売建オプション（ブットおよびコール）、買建オプション（ブットおよびコール）およびスワップションに係る担保/証拠金について、取引相手が当社へのエクスポージャーを補う場合、担保/証拠金が支払われ、当社が取引相手へのエクスポージャーを補う場合、担保/証拠金が受取られる。「ブローカーに対する債権」は、ポートフォリオのクリアリング・ブローカーおよびさまざまな取引相手から受取った現金担保からなる。「ブローカーに対する債務」は、ポートフォリオのクリアリング・ブローカーおよびさまざまな取引相手に支払った現金担保からなる。

2015年2月28日現在の保有スワップ契約、店頭オプション取引および先物取引に関連するブローカーからの/(に対する)現金担保および証拠金残高は、以下の表のとおりである。

ファンド	通貨	ブローカーからの スワップ契約および店頭 オプション取引 現金担保残高	(ブローカーに対 する)スワップ契 約および 店頭オプション取 引 現金担保残高	ブローカー からの 先物取引 証拠金残高	(ブローカーに 対する) 先物取引 証拠金残高
アジア・パシフィック・エ クイティ・インカム・ファ ンド	米ドル	-	-	1,299,014	-
アジア・ドラゴン・ファ ンド	米ドル	-	-	1,182,829	-
アジア・ローカル・ボン ド・ファンド	米ドル	67,000	-	-	-
アジア・タイガー・ボン ド・ファンド	米ドル	2,449,000	(100,184)	-	-
チャイナ・ファンド	米ドル	-	-	3,826,008	-
コンチネンタル・ヨーロピ アン・フレキシブル・ファ ンド(1)	ユーロ	-	-	517,104	-
エマージング・マーケッ ツ・債券・ファンド	米ドル	-	(590,000)	568,935	-
エマージング・マーケッ ツ・コーポレート・ボン ド・ファンド	米ドル	-	-	-	(151)
エマージング・マーケッ ツ・インベストメント・ゲ レード・債券・ファンド	米ドル	-	-	66,039	-
エマージング・マーケッ ツ・ローカル・カレン シー・債券・ファンド	米ドル	-	-	3,953,089	-
ユーロ・債券・ファンド	ユーロ	-	(6,053,000)	12,093,000	-
ユーロ・コーポレート・ボ ンド・ファンド	ユーロ	-	-	817,631	-
ユーロ・ショート・デュ レーション・債券・ファ ンド	ユーロ	598,000	(10,084,000)	26,287,091	-
ヨーロピアン・ファンド	ユーロ	-	-	1,357,140	-

ファンド	通貨	ブローカーからの スワップ契約および店頭 オプション取引 現金担保残高	(ブローカーに対 する)スワップ契 約および 店頭オプション取 引 現金担保残高	ブローカー からの 先物取引 証拠金残高	(ブローカーに 対する) 先物取引 証拠金残高
フィクスト・インカム・グ ローバル・オポチュニ ティーズ・ファンド	米ドル	-	(37,699,443)	65,799,843	-
フレキシブル・マルチア セット・ファンド	ユーロ	-	(3,411,000)	2,973,887	-
グローバル・アロケーショ ン・ファンド	米ドル	-	(218,686,108)	7,761,524	-
グローバル・コーポレー ト・債券・ファンド	米ドル	1,030,000	(15,661)	2,671,259	-
グローバル・ダイナミッ ク・エクイティ・ファンド	米ドル	-	(12,600,697)	-	(2,447,540)
グローバル・エンハンス ト・エクイティ・イール ド・ファンド	米ドル	-	-	-	(1,988,791)
グローバル・ガバメント・ 債券・ファンド	米ドル	-	-	1,345,000	-

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	米ドル	-	(8,211,145)	17,442,490	-
グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・ファンド	米ドル	-	-	573,586	-
グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド	米ドル	-	(10,709,355)	-	(607,421)
インド・ファンド	米ドル	-	-	6,973,623	-
ナチュラル・リソース・グロース・アンド・インカム・ファンド	米ドル	-	-	36,970	-
中国人民元ボンド・ファンド	オフショア 中国人 民元	-	-	508,227	-
USドル・コア・ボンド・ファンド	米ドル	-	(531,348)	462,431	-
USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	米ドル	-	(28,631,000)	39,790,399	-
USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	米ドル	-	-	506,087	-
USガバメント・モーゲージ・ファンド	米ドル	-	-	93,964	-
ワールド・ボンド・ファンド	米ドル	-	-	2,791,501	-

(1) ファンドが投資証券販売を再開した。詳細については注記1を参照のこと。

17. 配当金

配当金の支払いに関連する取締役の現行の方針は投資証券クラスによって異なる。無分配投資証券クラスに関する現行の方針はすべての純投資利益を留保し再投資することである。そのため、当該利益は純資産価額に留保され、該当クラスの投資証券1口当たり純資産価額に反映される。分配型投資証券クラスの場合、当期の投資収益の純額または全額を分配する投資証券クラスについては当期の費用控除後のほぼすべての投資収益を分配する方針であり、総額を分配する投資証券クラスについては分配に費用控除前の資本金の一部が含まれることがある。取締役は、実現および未実現キャピタル・ゲイン（純額）の両方からの配当金を含めて配当を行うか否か、またどの程度含めるかについて決定することもできる。当ファンドの一部および/または投資証券クラスの一部（例えば、安定分配型投資証券および金利差分配型投資証券）は、収益、実現および未実現キャピタル・ゲイン（純額）だけでなく資本金からも分配を行うことができる。分配型投資証券クラスが実現または未実現キャピタル・ゲイン（純額）からの配当金を含めて配当を行う場合、もしくは費用控除前の総収益を分配するファンドの場合は、配当金に当初の資本金が含まれる可能性がある。ファンドの資本金から配当金が支払われる場合、資本金が減額されることになり、追加の増資が必要になる可能性がある。

ファンドが英国報告型であり報告収益が分配額を超過する場合は、当該剰余金がみなし配当金として処理され、投資家の税務上の立場に応じて課税されることになる。分配型投資証券クラスについては、当期の費用控除後のほぼすべての投資収益（総収益分配型投資証券、安定分配型投資証券については総収益、金利差分配型投資証券については総収益および金利差）を分配するという方針が採用されている。

分配型投資証券を発行するファンドについては、ファンドの種類により、配当金の支払頻度が決定され、通常、配当金は以下のとおりに支払われる。

- ・ 債券分配型ファンドについては、配当原資となる収益がある場合、月次。
- ・ アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ユーロ・ボンド・ファンド、ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド、ヨーロッパ・エクイティ・インカム・ファンド、フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド、グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド、グローバル・エクイティ・インカム・ファンド、グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、ナチュラル・リソース・グロース・アンド・インカム・ファンド、ノースアメリカン・エクイティ・インカム・ファンドお

よび中国人民元ボンド・ファンド（および、取締役が随時決定するその他のファンド）については、配当原資となる収益がある場合、四半期毎。

- ・ 株式分配型ファンドについては、取締役の裁量により、年次。

毎月配当金を支払う分配型ファンドは、更に以下のとおり分類される。

- ・ 配当金が日次で算定される毎日分配型投資証券
- ・ 配当金が月次で算定される毎月分配型投資証券
- ・ 配当金が予想総収益額をもとに月次で算定される安定分配型投資証券
- ・ 配当金が通貨ヘッジ投資証券クラスから生じる予想総収益額および金利差をもとに月次で算定される金利差分配型投資証券

投資家は、毎日分配型投資証券、毎月分配型投資証券、安定分配型投資証券または金利差分配型投資証券のいずれを保有するか選択できる。

毎四半期分配型投資証券については、四半期毎に配当金が支払われる。

毎年分配型投資証券については、年次で配当金が支払われる。

配当金の宣言および支払ならびに投資主が利用可能な再投資の選択については、英文目論見書に記載されている。

18. 下引受けに係る収益

当社は、保管銀行の同意のもと下引受契約を締結することがある。下引受契約により、当社は報酬と引き換えに他の引受人による投資に先立ち、株式発行が担保される。当期において、受託引受契約に係る収益を受け取ったファンドは以下のとおりである。当該収益は純利益の一部として分類されている。

ファンド	受け取った収益
コンチネンタル・ヨーロッパ・フレキシブル・ファンド(1)	701,399ユーロ
グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド	13,849米ドル
ワールド・リアル・エステート・セキュリティーズ・ファンド	325米ドル

(1) ファンドが投資証券販売を再開した。詳細については注記1を参照のこと。

19. 後発事象

2015年3月23日より運用会社の住所が、ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ、L - 1855、35 A アベニュー・ジョン・F・ケネディに変更された。

[次へ](#)

「ダイワ・エネルギー・テクノロジー・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成28年2月25日現在	
	金額（円）	
資産の部		
流動資産		
金銭信託		20,231,942
株式		502,785,150
未収入金		17,685,540
未収配当金		1,026,000
流動資産合計		541,728,632
資産合計		541,728,632
負債の部		
流動負債		
未払金		12,775,220
流動負債合計		12,775,220
負債合計		12,775,220
純資産の部		
元本等		
元本	1	370,065,125
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		158,888,287
元本等合計		528,953,412
純資産合計		528,953,412
負債純資産合計		541,728,632

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成27年8月26日 至 平成28年2月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成28年2月25日現在
1. 1 期首	平成27年8月26日
期首元本額	394,650,995円
期中追加設定元本額	38,392,799円

期中一部解約元本額	62,978,669円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
ダイワ/ブラックロック グ リーン・ニューエネルギー・ ファンド	370,065,125円
計	370,065,125円
2. 期末日における受益権の総数	370,065,125口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成28年2月25日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成28年2月25日現在
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成28年2月25日現在
1口当たり純資産額	1.4294円
(1万口当たり純資産額)	(14,294円)

2 【ファンドの現況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

【純資産額計算書】

平成28年3月31日

資産総額	2,903,070,124円
負債総額	6,517,306円
純資産総額（ - ）	2,896,552,818円
発行済数量	2,626,220,190口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.1029円

(参考) ダイワ・エネルギー・テクノロジー・マザーファンド

純資産額計算書

平成28年3月31日

資産総額	557,719,449円
負債総額	0円
純資産総額（ - ）	557,719,449円
発行済数量	370,065,125口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.5071円

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況 および2 事業の内容及び営業の概況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成28年3月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成28年3月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	41	171,349
追加型株式投資信託	625	11,658,345
株式投資信託 合計	666	11,829,694
単位型公社債投資信託	5	34,869
追加型公社債投資信託	17	2,563,438
公社債投資信託 合計	22	2,598,307
総合計	688	14,428,000

3 【委託会社等の経理状況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第56期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第57期事業年度に係る中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

（単位:百万円）

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	15,186	31,438
有価証券	15,003	4,878
前払費用	157	139
未収委託者報酬	8,265	10,295
未収収益	103	110
繰延税金資産	674	585
その他	15	153
流動資産計	39,406	47,600
固定資産		
有形固定資産	1 252	1 255
建物	23	21

器具備品		228		234
無形固定資産		2,991		2,759
ソフトウェア		2,910		2,758
ソフトウェア仮勘定		68		1
電話加入権		11		-
投資その他の資産		15,077		12,979
投資有価証券		8,338		6,667
関係会社株式		5,141		5,129
出資金		129		124
長期差入保証金		997		996
投資不動産	1	398	1	-
その他		74		60
貸倒引当金		3		-
固定資産計		18,320		15,995
資産合計		57,727		63,596

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	53	64
未払金	8,998	9,172
未払収益分配金	7	5
未払償還金	77	72
未払手数料	4,277	4,965
その他未払金	2	2
未払費用	3,463	4,162
未払法人税等	1,530	1,133
未払消費税等	530	1,429
賞与引当金	955	1,092
その他	1	747
流動負債計	15,534	17,801
固定負債		
退職給付引当金	1,959	2,072
役員退職慰労引当金	80	101
繰延税金負債	1,789	1,745
その他	3	2
固定負債計	3,832	3,920
負債合計	19,366	21,722

純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	10,821	14,126
利益剰余金合計	11,196	14,501
株主資本合計	37,866	41,171
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	494	702
評価・換算差額等合計	494	702
純資産合計	38,360	41,873
負債・純資産合計	57,727	63,596

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	84,771	90,924
その他営業収益	788	933
営業収益計	85,560	91,858
営業費用		
支払手数料	47,520	49,978
広告宣伝費	668	670
調査費	8,246	9,013
調査費	741	867
委託調査費	7,505	8,146
委託計算費	735	756
営業雑経費	1,323	1,289
通信費	249	252
印刷費	477	481
協会費	54	53
諸会費	11	13
その他営業雑経費	531	488
営業費用計	58,494	61,709
一般管理費		

給料	5,708	5,881
役員報酬	243	289
給料・手当	3,785	3,803
賞与	724	695
賞与引当金繰入額	955	1,092
福利厚生費	793	831
交際費	37	45
旅費交通費	191	176
租税公課	222	259
不動産賃借料	1,182	1,180
退職給付費用	373	383
役員退職慰労引当金繰入額	33	38
固定資産減価償却費	963	1,032
諸経費	1,354	1,372
一般管理費計	10,862	11,201
営業利益	16,203	18,948

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	144	1	1,226
受取利息		9		20
その他		220		372
営業外収益計		374		1,620
営業外費用				
投資有価証券売却損		3		84
その他		71		67
営業外費用計		74		152
経常利益		16,503		20,416
特別利益				
固定資産売却益		-		7
特別利益計		-		7
特別損失				
外国税関連費用		-		746
その他		0		26
特別損失計		0		772
税引前当期純利益		16,502		19,651
法人税、住民税及び事業税		6,525		6,238
法人税等調整額		150		17

法人税等合計	6,375	6,220
当期純利益	10,126	13,431

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	7,722	8,097	34,767
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△7,027	△7,027	△7,027
当期純利益	-	-	-	10,126	10,126	10,126
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,099	3,099	3,099
当期末残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	464	464	35,231
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△7,027
当期純利益	-	-	10,126
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	30	30	30
当期変動額合計	30	30	3,129
当期末残高	494	494	38,360

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△10,126	△10,126	△10,126
当期純利益	-	-	-	13,431	13,431	13,431
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,304	3,304	3,304
当期末残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	494	494	38,360
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△10,126
当期純利益	-	-	13,431
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	208	208	208
当期変動額合計	208	208	3,513
当期末残高	702	702	41,873

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	8～47年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」に独立掲記しておりました「貯蔵品」、「前払金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動資産」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動資産」に表示していた「貯蔵品」14百万円、「前払金」0百万円、「その他」0百万円は、「その他」15百万円として組替えております。

前事業年度において、「有形固定資産」に独立掲記しておりました「リース資産」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「有形固定資産」の「器具備品」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「有形固定資産」に表示していた「リース資産」4百万円、「器具備品」224百万円は、「器具備品」228百万円として組替えております。

前事業年度において、「投資その他の資産」に独立掲記しておりました「従業員に対する長期貸付金」、「長期前払費用」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「投資その他の資産」に表示していた「従業員に対する長期貸付金」68百万円、「長期前払費用」6百万円は、「その他」74百万円として組替えております。

前事業年度において、「流動負債」に独立掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動負債」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動負債」に表示していた「リース債務」1百万円は、「その他」1百万円として組替えております。

前事業年度において、「固定負債」に独立掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「固定負債」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「固定負債」に表示していた「リース債務」3百万円は、「その他」3百万円として組替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業費用」に独立掲記しておりました「公告費」、「受益証券発行費」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業費用」の「その他営業雑経費」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業費用」に表示していた「公告費」0百万円、「受益証券発行費」0百万円、「その他営業雑経費」530百万円は、「その他営業雑経費」531百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「有価証券利息」、「投資有価証券売却益」、「有価証券償還益」、「時効成立分配金・償還金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「有価証券利息」13百万円、「投資有価証券売却益」64百万円、「有価証券償還益」63百万円、「時効成立分配金・償還金」44百万円、「その他」34百万円は、「その他」220百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外費用」に独立掲記しておりました「有価証券償還損」、「時効成立後支払分配金・償還金」、「投資不動産管理費用」、「貯蔵品廃棄損」は、金額的重要性が乏し

いため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外費用」に表示していた「有価証券償還損」18百万円、「時効成立後支払分配金・償還金」16百万円、「投資不動産管理費用」16百万円、「貯蔵品廃棄損」9百万円、「その他」9百万円は、「その他」71百万円として組替えております。

前事業年度において、「特別損失」に独立掲記しておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「特別損失」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「特別損失」に表示していた「固定資産除却損」0百万円は、「その他」0百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
建物	18百万円	20百万円
器具備品	251百万円	275百万円
投資建物	729百万円	-
投資器具備品	24百万円	-

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
未払金	4,508百万円	4,084百万円

3 保証債務

前事業年度(平成26年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(平成27年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,834百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には次のものがあります。

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
受取配当金	-	1,065百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年 6月24日 定時株主総会	普通株式	7,027	2,694	平成25年 3月31日	平成25年 6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年 6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	10,126百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	3,882円
基準日	平成26年 3月31日
効力発生日	平成26年 6月26日

当事業年度(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	10,126	3,882	平成26年 3月31日	平成26年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	13,428百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,148円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月24日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「証券投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

() 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	15,186	15,186	-
(2) 未収委託者報酬	8,265	8,265	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	22,283	22,283	-
資産計	45,735	45,735	-
(1) 未払手数料	4,277	4,277	-
(2) その他未払金	4,635	4,635	-
(3) 未払費用(*)	2,678	2,678	-
負債計	11,591	11,591	-

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	31,438	31,438	-
(2) 未収委託者報酬	10,295	10,295	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	10,520	10,520	-
資産計	52,254	52,254	-
(1) 未払手数料	4,965	4,965	-
(2) その他未払金	4,127	4,127	-
(3) 未払費用(*)	3,366	3,366	-
負債計	12,460	12,460	-

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	1,059	1,025
(2) 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	5,141	5,129
(3) 長期差入保証金	997	996

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	15,186	-	-	-
未収委託者報酬	8,265	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,498	3,978	97
合計	23,452	1,498	3,978	97

当事業年度（平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,438	-	-	-
未収委託者報酬	10,295	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	6	1,591	3,790	84
合計	41,740	1,591	3,790	84

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成26年3月31日）

子会社株式(貸借対照表計上額 5,141百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成27年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,129百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成26年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	113	55	58
(2) その他 証券投資信託	5,625	4,873	751
小計	5,738	4,928	809
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	16,544	16,586	41
小計	16,544	16,586	41
合計	22,283	21,514	768

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,059百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成27年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	164	55	109
(2) その他 証券投資信託	4,576	3,633	943
小計	4,741	3,688	1,052
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	5,779	5,793	14
小計	5,779	5,793	14
合計	10,520	9,482	1,038

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,025百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他 証券投資信託	24,501	64	3
合計	24,501	64	3

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	32	-	1
(2) その他 証券投資信託	34,371	145	84
合計	34,404	145	85

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、子会社株式について11百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,935百万円	1,959百万円
勤務費用	201	212
退職給付の支払額	217	118
その他	39	18
退職給付債務の期末残高	1,959	2,072

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,959百万円	2,072百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,959	2,072
退職給付引当金	1,959	2,072
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,959	2,072

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用	201百万円	212百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	201	212

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度172百万円、当事業年度170百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
	(平成26年3月31日)	(平成27年3月31日)
繰延税金資産		
減損損失	833	-
退職給付引当金	698	670
賞与引当金	287	305
外国税関連費用	-	241
未払事業税	335	231
連結法人間取引(譲渡損)	141	128
投資有価証券評価損	128	105
出資金評価損	116	103
その他	246	206
繰延税金資産小計	2,789	1,992
評価性引当額	1,200	613
繰延税金資産合計	1,588	1,379
繰延税金負債		
連結法人間取引(譲渡益)	2,428	2,203

その他有価証券評価差額金	273	335
その他	1	-
繰延税金負債合計	2,704	2,539
繰延税金負債の純額	1,115	1,159

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	-	35.64%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	1.14%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	2.02%
評価性引当額の増減額	-	2.67%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.51%
その他	-	0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	31.65%

(注) 前事業年度においては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産（流動）が44百万円、繰延税金負債（長期）が180百万円、法人税等調整額が100百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が34百万円増加しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証(注)	1,719	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	-------------------	-------	---------------------------	-----------	-------	---------------	----	---------------

子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,834	-	-
-----	---	-----------	-----	---------	--------------	------	----------	-------	---	---

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	25,994	未払手数料	3,216
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	678	未払費用	393
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	978	長期差入保証金	971

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	28,838	未払手数料	3,751
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	685	未払費用	348
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	978	長期差入保証金	971

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
1株当たり純資産額	14,705.91円	1株当たり純資産額	16,052.69円
1株当たり当期純利益	3,882.07円	1株当たり当期純利益	5,148.94円

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益(百万円)	10,126	13,431
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位:百万円)

当中間会計期間
(平成27年9月30日)

資産の部

流動資産

現金・預金

22,998

有価証券		4,461
未収委託者報酬		10,719
繰延税金資産		504
その他		334
流動資産合計		39,018
固定資産		
有形固定資産	1	247
無形固定資産		
ソフトウェア		2,432
その他		135
無形固定資産合計		2,568
投資その他の資産		
投資有価証券		5,468
関係会社株式		5,129
その他		1,231
投資その他の資産合計		11,830
固定資産合計		14,646
資産合計		53,664

(単位:百万円)

当中間会計期間

(平成27年9月30日)

負債の部

流動負債		
未払金		7,124
未払費用		4,744
未払法人税等		1,085
賞与引当金		903
その他	3	643
流動負債合計		14,500
固定負債		
退職給付引当金		2,142
役員退職慰労引当金		111
繰延税金負債		1,497
その他		2
固定負債合計		3,754

負債合計	18,255
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174
資本剰余金	
資本準備金	11,495
資本剰余金合計	11,495
利益剰余金	
利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	8,096
利益剰余金合計	8,471
株主資本合計	35,141
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	267
評価・換算差額等合計	267
純資産合計	35,409
負債・純資産合計	53,664

(2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

	当中間会計期間	
	(自 平成27年4月1日	
	至 平成27年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		46,714
その他営業収益		435
営業収益合計		47,150
営業費用		
支払手数料		24,499
その他営業費用		6,487
営業費用合計		30,987
一般管理費	1	5,812
営業利益		10,350
営業外収益	2	378
営業外費用	3	29
経常利益		10,699
税引前中間純利益		10,699
法人税、住民税及び事業税		3,260
法人税等調整額		39
中間純利益		7,398

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 13,428	△ 13,428	△ 13,428
中間純利益	-	-	-	7,398	7,398	7,398
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	△ 6,029	△ 6,029	△ 6,029
当中間期末残高	15,174	11,495	374	8,096	8,471	35,141

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	702	702	41,873
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 13,428
中間純利益	-	-	7,398
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 434	△ 434	△ 434
当中間期変動額合計	△ 434	△ 434	△ 6,464
当中間期末残高	267	267	35,409

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

	当中間会計期間 (平成27年9月30日現在)
有形固定資産	239百万円

2 保証債務

当中間会計期間（平成27年9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,765百万円に対して保証を行っております。

3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)
有形固定資産	15百万円
無形固定資産	532百万円

2 営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)
外国税関連費用引当金戻入益	171百万円
投資有価証券売却益	99百万円
受取配当金	69百万円

3 営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)
為替差損	13百万円
貯蔵品廃棄損	5百万円
投資有価証券売却損	2百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	13,428	5,148	平成27 年 3月 31日	平成27年 6月24日

(金融商品関係)

当中間会計期間(平成27年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照のこと)。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	22,998	22,998	-
(2) 未収委託者報酬	10,719	10,719	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	8,908	8,908	-
資産合計	42,626	42,626	-
(1) 未払金	7,124	7,124	-
(2) 未払費用(*)	3,702	3,702	-
負債合計	10,827	10,827	-

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負 債

(1) 未払金及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	当中間会計期間
非上場株式	1,021
子会社株式	5,129
差入保証金	1,052

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成27年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 5,129百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	161	55	106
(2) その他			
証券投資信託	3,455	3,002	453
小計	3,617	3,058	559
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託	5,290	5,453	163
小計	5,290	5,453	163
合計	8,908	8,511	396

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額 1,021百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
--

1株当たり純資産額	13,574.37円
1株当たり中間純利益金額	2,836.44円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
中間純利益(百万円)	7,398
普通株式に係る中間純利益(百万円)	7,398
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 4 利害関係人との取引制限および5 その他」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成27年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 代表取締役の人数の変更（4名以内に変更）

平成27年6月26日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定の新設

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年3月25日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ/ブラックロック グリーン・ニューエネルギー・ファンドの平成27年8月26日から平成28年2月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワ/ブラックロック グリーン・ニューエネルギー・ファンドの平成28年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年8月26日から平成28年2月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月28日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月25日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了す

る中間会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注)2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。